

令和7年10月22日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、9月19日付け（同月22日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書に記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

最高裁が、法務省に対し、令和7年度の予算案を前提とする裁判所職員定員法に関する立法依頼をした際の文書（令和7年1月10日付の文書を含むが、これに限らない。）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、9月3日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、存在しなかった。

また、本件開示申出文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上その必要もない。

(2) これに対し、苦情申出人は、令和7年3月14日の衆議院法務委員会における法務省の国会答弁資料に「今回の改正法案に係る立法依頼は、令和7年1月10日に行われた。」と記載されていることからすれば、本件開示申出文書は

存在するといえる旨主張する。しかしながら、裁判所職員定員法の一部を改正する法律については、最高裁判所の所管部署において、電話で立法依頼を行つたものであり、上記記載は本件開示申出文書の存在を裏付けるものとはいえず、本件開示申出文書が存在しないことに不合理な点はない。

(3) よって、原判断は相当である。